

臨地実習履修規程

(臨地実習時間および実習場所)

第1条 学則第3章の規定に基づきその時間および場所については、各看護学臨地実習要項による。

(履修の制限)

第2条 基礎看護学Ⅰ実習を履修できるものは、学内での基礎看護技術テストに合格していなければならない。

- ② 不合格の場合は、再テストを受けなければならない。再テスト、再々テストは1回につき1,000円の料金を添えて基礎看護技術再テスト受験願いを事務に提出しなければならない。
- ③ 指示された提出期限を過ぎると再テスト1回につき1,500円の実験料となる。

第3条 基礎看護学Ⅱ実習を履修できるものは、以下の要件をいずれも満たしていなければならない。

- 1 1年次履修の基礎看護学の単位を修得していること。
- 2 基礎看護学Ⅰ実習の単位を修得していること。

第4条 成人看護学実習、老年看護学Ⅰ・Ⅱ実習および母性看護学実習を履修できる者は、原則当該授業科目を履修および基礎看護学Ⅱ実習の単位を修得していること。

第5条 小児看護学実習および精神看護学実習、地域・在宅看護論実習、経過別看護Ⅰ・Ⅱ実習を履修できるものは、以下の要件をいずれも満たしていなければならない。

- 1 原則、当該授業科目を履修していること。
- 2 2年次の実習（成人看護学実習、老年看護学Ⅰ・Ⅱ実習、母性看護学実習）のうち3科目の単位を修得していること。

(臨地実習の評価)

第6条 学則細則第15条に定める単位修得および認定は以下に定める。

- ② 基礎看護学Ⅰ、基礎看護学Ⅱ、成人看護学、経過別看護Ⅰ、経過別看護Ⅱ、老年看護学Ⅰ、老年看護学Ⅱ、小児看護学、母性看護学、精神看護学、および地域・在宅看護論、看護の統合と実践実習の実習科目で評価を行う。
- ③ 実習科目の出席時間数が決められた期日までに3分の2に達しない者は、その実習について評価を受ける資格を失う。
- ④ 実習終了後、指定された期日までに実習ファイルの提出がない場合、その実習について評価を受ける資格を失う。
- ⑤ 実習科目評価は、100点満点とし60点以上を合格とする。但し、実習場所が複数の場合は、平均点で評価する。
- ⑥ 実習科目評価が60点に満たない場合は、単位の修得および認定はできない。但し、本人の届け出により再実習を受けることができる。
- ⑦ 評価は各担当の教員及び臨地実習の指導者が評価基準に則り決定する。評価資料は実習内容のほかに学生のカンファレンスの参加度、実習諸記録などを参考とする。

(再実習・追実習)

第7条 評価が合格点に満たない者は、以下のように再実習を行うことができる。

- ② 実習の内容については、各担当の教員及び臨地実習の指導者が実習の目標に照らし決定する。
- ③ 再実習は年間計画された実習日以外の日程で行う。
- ④ 再実習を行う学生は指定された日までに再実習願を担当に提出し、承認印を受けた後、以下に定める実習料を添えて事務に提出しなければならない。
- ⑤ 再実習の結果が60点以上であっても評価点は60点とする。

第8条 実習科目の出席時間数が決められた期日までに3分の2に達しない者および履修制限を受けたものは、以下のように追実習を行うことができる。

- ② 追実習の内容および日程については、各担当の教員及び臨地実習の指導者の合議で行う。
- ③ 追実習を行う学生は指定された日までに追実習願を担当に提出し、承認印を受けた後、以下に定める実習料を添えて事務に提出しなければならない。
- ④ 追実習の評価点は当該評価の8割とする。公欠・忌引で追実習を行う場合は除く。

(補習実習)

第9条 学則第15条に定める実習の時間が単位修得の認定基準に達していても、学則第8条に定める時間に達していない場合は、補習実習を行わなければならない。実習中の欠席および欠課時間の取り扱いは別に定める。

第10条 補習実習は、1日単位とする。

- ② 公欠・忌引による欠課・欠席が実習評価に支障をきたす場合には、教務会議で検討し、補習実習の有無及び期間を決定する。
- ③ 補習実習は原則として、年間計画された実習日以外の指定された日程で行う。
- ④ 補習実習を行う学生は、指示された期限までに補習実習願を担当に提出し、承認印を受けた後、以下に定める実習料を添えて事務に提出しなければならない。

(再実習・追実習および補習実習の届け出と実習料金)

第11条 再実習および追実習を行おうとする者は1科目あたり15,000円、補習実習は、実習日1日につき1,000円の料金を添えて事務に届け出なければならない。

公欠・忌引で追実習を行う場合、実習料は徴収しない。

- ② 指示された提出期限を過ぎると、再実習・追実習では1科目あたり22,500円、補習実習1日につき1,500円の実習料となる。

(実習停止)

第12条 実習中の態度が著しく不良、または不適切な行為を取る学生に対しては、実習を停止させることがある。

- ② 前項に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

平成19年4月1日より、前年度の履修規定から一部抜粋、改定し施行する。

）

| | |
|-----------|------|
| 2020年4月1日 | 一部改正 |
| 2022年4月1日 | 一部改正 |
| 2023年4月1日 | 一部改正 |